

## 許可申請時に必要な物です。

物件設置許可申請にあたり次の書類を添付してください。

1. 物件の設置場所を示す図面（位置図・場所図）
2. 物件の配置を示す図面（平面図）
3. 物件の構造断面図（面整備管布設の場合は縦断面図含む、取付管構造図★複数区画整備する場合は各区画のもの。）
4. 公図の写し又は求積図（コピー可）
5. 申請地の登記事項証明書（コピー可、★要約書は不可）
6. 現況写真
7. **その他市長が必要と認める書類**には次の物が含まれます。
  - ・ **承諾書**【公共ます・取付管設置に係るものです。申請地が共有名義の場合、共有土地所有者全員の承諾書が必要となります。】
  - ・ **寄附申込書**【今回設置される物件（公共ます・取付管・下水道本管・人孔等）について物件設置許可申請者からの申込書】
  - ・ 特殊な条件がある場合これら以外の物をご用意していただく場合があります。

下水道施設課